

平成 25 年度税制改正に関する要望について

平成 24 年 7 月
公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

平成 23 年度税制改正において措置されました、公益法人、認定特定非営利活動法人等への寄附金に係る税額控除制度の導入、特定寄附信託制度の導入、また震災関連寄附金の指定等の措置が施行されて 1 年が経ちました。

これらのすべては、関係各方面のご支援の賜物であり、日々増大する民間公益活動の役割を正面から捉えた時宜を得た支援措置として大いに評価されます。

しかしながら、上記の諸措置の中にも少なからず改善すべき点があり、また、既存の税制の中にも改正を要する部分が残っております。

つきましては、平成 25 年度税制に関する要望として下記のとおりまとめましたので、なにとぞご理解ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

I 寄附金税制について

- 1 公益法人に係る税額控除制度における P S T 要件の撤廃
- 2 寄附金に係る年末調整制度の創設
- 3 震災関連寄附金に係る指定寄附金の範囲の拡充
- 4 個人住民税に係る寄附金控除対象法人に関する条例指定の促進

II 資産寄附税制について

- 1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し
- 2 相続税非課税措置の適用要件の見直し
- 3 特定寄附信託税制の拡充
- 4 公益信託制度の抜本的な見直しの際の税制整備

III 寄附金を受入れた場合の消費税の扱いについて

- 仕入控除税額の特例の対象となる特定収入の範囲の適正化

IV 一般法人の法人税について

- 1 一般法人へ移行した場合の累積所得金額等に対する扱いの見直し
- 2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入

平成 25 年度税制改正に関する要望

I 寄附金税制について

1 公益法人に係る税額控除制度における P S T 要件の撤廃

公益社団法人・公益財団法人（以下「公益法人」）が税額控除制度の適用を受けるためには①認定特定非営利活動法人の認定要件である P S T（パブリック・サポート・テスト）と同様の要件及び②認定特定非営利活動法人と同程度の情報公開に関する要件が必要とされていますが、公益法人に関しては P S T 要件を撤廃することを要望します。

（説明）

1) 法人制度と税制との関係の差異

特定非営利活動法人と公益法人は、法人法及び税制の作りが根本的に異なります。

すなわち、公益法人については「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）に基づき意思決定、業務執行及び監督の権限が三つの機関に適切に分配され、厳格なガバナンス体制の下に構築されており、理事・監事・評議員（以下「役員等」）の義務と責任が厳しく規定されています。

さらに、公益認定を取得するためには「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）に規定する役員等の資格制限、目的事業の公益性、収支相償・公益目的事業比率・遊休財産規制など18項目にわたる認定基準への適合性、財務書類を含む行政庁への各種定期提出書類の作成並びにこれらの情報公開について、充足することが必要です。

公益法人は、これらの要件への適合状況について民間有識者からなる第三者合議制機関による厳格な審査を経て、公益性を認定された法人格です。その結果、法人税、所得税に関する優遇措置並びに寄附者に係る寄附金控除及び相続税非課税措置が公益認定に連動して賦与される仕組みとなっています。

他方、特定非営利活動法人は非営利法人格の簡便な取得と業務運営の簡素化を主眼として法人法が規定されており、それに代わって、寄附税制を初めとする税制上の優遇措置については、別途課税当局の認定を受けて一定の優遇措置が賦与される仕組みです（ただし、平成23年度に成立した特定非営利活動促進法改正案では認定制度の見直しが行われ、平成24年4月1日からは、新たに税の恩典を希望する法人は、所轄庁へ認定申請を行い認定を受ける、という仕組みに変わりました）。

つまり、公益法人は、市民に代わり市民を代表する有識者が公益性とその組織の透明性やしっかりしたガバナンスの有無を判定する仕組みであるのに対し、特定非営利活動

法人はP S Tを通じ市民の評価を加味して判定する仕組みです。

このように、法人法制、公益性の認定基準、税制との関連性が異なるにもかかわらず、公益法人に税額控除を適用するに当たり、特定非営利活動法人に特有のP S T要件を課することは、法制と税制が実質的に一体となった公益法人の制度的理念を損なうものであり、大きな違和感を禁じ得ません。

2) 平成24年度税制改正大綱との関連

平成24年度税制改正大綱においては、「税額控除の対象となる法人について、『新しい公共』を推進する観点から、どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。また、認定特定非営利活動法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を対象としています。どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績や、要件を満たすことができない法人の状況等を検証し、各法人の規模や特性を踏まえた要件等の見直しについて検討を行います。」としています。

弊協会では昨年11月に公益社団法人・公益財団法人1,517法人にアンケート調査を行い、458法人から回答を得ました。

同調査によれば、公益法人における寄附金額（直近決算年度）は、100万円以上の法人が48%を占め、1,000万円以上の法人でも30%を占めています。一方、寄附者数を見ると10人以下の法人が全体の40%、50人以下まで含めると全体の半数強を占め、公益法人の寄附金は少数多額型とも言うべき実態が改めて浮かび上がりました。3分の2の公益法人において寄附金を集めています。「寄附者が100人に満たない法人が63%」（絶対値基準不適合）、「寄附金収入の割合が20%未満の法人が半数強」（相対値基準不適合）、「寄附金収入の割合が20%以上の法人でも、一者当たり寄附金割合制限により相対値基準を満たすことは難しい」ことなど、公益法人の税額控除制度に係る課題が浮き彫りとなりました。

寄附文化醸成、促進のためにも「草の根の寄附」とは形態が異なる寄附であっても同等の扱いとなるよう要望いたします。

3) 新しい公共の理念と新公益法人制度

新公益法人制度の施行後3年7か月が経過し、すでに5,000を超える公益法人が誕生しています。これらの法人には学術・文化・福祉の助成、奨学金給付などの資金交付型と芸術・文化活動、国際協力、地域社会貢献、福祉活動、環境保護、生活・権利保護などを実践する事業型があり、地域や全国的に実に多種多様な法人が活躍しています。

一例を挙げれば、各地の犯罪被害者を救援する団体、盲導犬など介助犬を育成する団

体、世界遺産や美しい自然環境を守る団体、高齢者福祉などの団体、地域に根差すコミュニティ型基金、捨て犬・猫などに不妊手術をする団体、国内外で活動する国際協力NGO団体、市民を暴力団から守る団体、自然災害などの復旧支援団体、街づくりの団体、伝統芸術を守る団体、起業家を育成する団体、人権を守る団体など、市民に密着し、そして志の高い団体が数多く誕生しています。これらの多くの公益法人は財政規模も十分でなく市民の寄附に多くを依存しており、まさに、特定非営利活動法人とともに市民による、市民のための、市民の団体として、今後の「新しい公共」の一翼を担うものです。

前述の厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等若しくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益団体として、適格性が認められた法人であり、その上にPST要件を付加する必要性は全くないと考えられます。

関連条項：租税特別措置法41条の18の3、租税特別措置法施行令26条の28の2

2 寄附金に係る年末調整制度の創設

公益法人など特定公益増進法人並びに認定特定非営利活動法人(以下「公益法人等」)に対する寄附金について年末調整により寄附金控除ができる制度を創設することを要望します。

(説明)

1) 一般市民にとっての簡便な税申告手続が必要

東日本大震災に係る義援金は、日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた分だけでも総額約3,584億円(平成24年6月27日現在)と報告されていますが、通常時の年間の個人寄附は宗教関連の寄附や政治献金を含めても年間約4,874億円と推計されており(※)、欧米諸国と比べ依然として低調と言わざるを得ないのが実情です。この要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われます。その打開策の一つとして寄附金の年末調整の対象化が考えられます。

(※) 日本ファンデレイジング協会発行の『寄付白書2011』より。米国における個人寄附推計額のおよそ35分の1程度(“Giving USA 2011: The Annual Report on Philanthropy for the Year 2010”)

現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされています。しかるに、給与所得者で確定申告を行っているのは年収が2,000万円を超えるなどごく一部の人々に限られています。年収2,000万円以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためには、わざわざそのために不慣れな確定申告を行わなければならない、これでは寄附はいつまでたっても身近なものとはなりえないと思われます。

2) 平成24年度税制改正大綱との関連

平成24年度税制改正大綱においては「寄附金控除の年末調整対象化」について「源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行う」とされています。

すでに生命保険料控除、住宅ローン控除などが長年年末調整での申告が可能となり、寄附金控除が特段実務的・技術的に困難とは考えられません。

ぜひ早急に検討を進め、平成25年度税制改正においてこれを実現してくださるよう要望します。

なお、現在、2,000円を超える金額が寄附金控除の対象額となっていますが、個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃するか、又はハードル方式に改める（寄附金が2,000円を超える場合には、その全額を寄附金控除の対象にする）のも有効と考えられますので併せてご検討くださいますようお願いいたします。

関連条項：所得税法190条2号

3 震災関連寄附金に係る指定寄附金の範囲の拡充

公益法人が募集する震災関連寄附金の対象範囲に、被災者支援活動に対する助成事業に必要となる費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を規定している財務省告示を改正することを要望いたします。

(説明)

昨年5月20日付け財務大臣告示により公益社団法人又は公益財団法人（以下公益法人）が自ら行う東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（被災者支援活動）に特に必要となる費用に充てるため、その公益法人が広く一般から募集する寄附金で一定の要件を満たすものとして行政庁の確認を受けたもの（震災関連寄附金）については「指定寄附金」として指定されました。

国難ともいふべき大災害において公益法人の果たす役割が強く期待されている今日、まさに時宜を得た措置と評価できます。しかしながら、この制度を普及させ、広く、そしてより多くの震災関連寄附金を募金するためにはなお以下のような改善すべき点があり、早急に是正措置をとられるよう要望します。

震災特例法第8条第1項の規定によれば、財務大臣が指定した寄附金（震災関連寄附金）は寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となっていますが、その範囲は極めて限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られています。

公益法人の支援活動の特徴は、専門性に基づいた調査・企画力や相当数の会員等に支えられた資金力にあり、今後緊急支援から復旧・復興支援の段階に進むにつれ、公益法人

の持続性のある支援活動の重要性はますます強くなっていくものと予想されます。

勢い公益法人の支援は、自らが現地で被災者支援活動をするにとどまらず、自らが企画した復旧・復興支援のためのプログラムを現地において実施することのできる他の非営利組織を資金的に援助する活動（助成活動）や募金能力が必ずしも十分でない現地非営利組織に代わって中間支援団体として募金活動を行う事例にも広がりを見せております。

このような、現地非営利団体等への資金援助を目的として公益法人・認定特定非営利活動法人が行う募金についても、先行して認められている中央共同募金会同様、震災関連寄附金として認めていただくよう前記告示の改正を要望します。

震災関連寄附金の範囲を拡充することにより、より多くの寄附を募ることが可能となり、被災者支援活動の一層の促進、早期の復興が期待されます。また、企業にとっては全額損金算入扱いとなるので、企業寄附のインセンティブ効果となることによりも期待されます。

なお、今回の震災特例法の措置は平成25年12月31日までの寄附金が対象となりますが、今後将来の災害時に備え、迅速な対応が取れるようモデルとなる制度として残しておく意味もこめて要望するものです。

関連条項：平成23年3月財務省告示84号

4 個人住民税に係る寄附金控除対象法人に関する条例指定の促進

平成20年度の地方税法改正により、個人住民税（個人の都道府県民税・市町村民税）の寄附金税制が大幅に拡充され、所得税の控除対象寄附金の中から、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として地方公共団体が条例により指定したものを、個人住民税の控除対象寄附金に追加できる制度が創設されましたが、自治体によって条例指定について扱いにばらつきが見受けられるようです。同制度のさらなる促進、支援を要望いたします。

（説明）

所得税の控除対象寄附金（公益社団・財団法人、認定特定非営利活動法人等）のうち、都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金については、個人住民税に係る寄附金税額控除の対象とされています。

各地方公共団体の上記対象法人のうち公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人について条例指定状況を見ると、都道府県では40都道府県で条例指定されているものの6府県では両者とも指定なし、1県で公益社団・公益財団法人に対する指定が見られませんでした。また市区町村では、170の自治体においてサンプル調査をしてみると、7市区町では両者とも指定なし、3市町で公益社団・公益財団法人に対する指定が見られないなど、各自治体において扱いにばらつきが見受けられます（平成24年6月25日現在）。

寄附文化醸成に資する素晴らし制度があるにも関わらず、必ずしも十全に活用されていない状況に鑑み、下記関連条項の条文に基づく条令指定の促進、支援をお願いいたします。

活動規模は小さくても地域に根をはり、地道に民間公益活動を行っている団体の活動支援、地域活性化、ひいては民による公益の推進、寄附文化の醸成に資することになるものと考えます。

関連条項：地方税法37条の2、地方税法314条の7

II 資産寄附税制について

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

租税特別措置法第40条第1項の規定によれば、公益社団・財団法人、認定特定非営利法人等、公益法人に対するみなし譲渡所得税の非課税特例措置の適用については、一定の要件を満たすことにつき国税庁長官の承認が必要となつていますが、公益法人に関しては国税庁長官の承認は不要とすること及び「一定の要件」についても見直しを行うことを要望します。

(説明)

1) 国税庁長官の承認を個別に要することの根拠が不明

金銭寄附に係る特定公益増進法人制度においては、公益法人は無条件にその対象法人の範囲に加えられています(法人税法施行令第77条、所得税法施行令第217条)。また、相続財産の贈与に係る相続税非課税措置制度においても同様です(租税特別措置法施行令第40条の3)。しかるに、生前贈与及び遺贈の場合におけるみなし譲渡所得非課税措置については国税庁長官の承認が必要となつていますが、上記2制度と区別する特段の合理的な理由はないと考えられます。

2) 一定の要件とされる条件は公益法人の場合すでに確保されている

一定の要件のうち問題と思われるのは、①当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、②当該贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること、の2点です。

公益法人は公益の増進に著しく寄与することをすでに確認された法人でありますから、①を要件とすることは不必要と思われます。特定公益増進法人制度等と同様、「当該法人の主たる目的である業務に関連する贈与又は遺贈」と規定すれば足りると考えます。

②の規定は、贈与又は遺贈による財産が公益目的事業以外の事業に供されることを禁ずる趣旨と解されますが、この場合の公益目的事業は、その実施を支えるための管理部門を含めた全体と捉える必要があると思われます。その見地からは、ここで問題とすべきは贈与又は遺贈による財産をもっぱら収益事業の利益蓄積ために活用している法人であろうと思われます。そこで、②については、「2年経過後においてももっぱら当該法人の収益事業の用に供している場合（収益事業により生じた剰余金をもっぱら収益事業の用に供する場合に限る。）には、時価相当額による譲渡とみなす」と規定するほうが適切ではないかと考えられます。

関連条項：租税特別措置法40条、租税特別措置法施行令25条の17)

2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

租税特別措置法第70条第2項には、相続財産の贈与を受けた法人が当該贈与があった日から2年を経過した日までに（非課税措置対象法人でなくなった場合及び）なおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には相続税を課する旨の規定がありますが、上記1の見直しと合わせ本規定を見直すことを要望します。

（説明）

1) 公益目的事業に供していない場合

「なおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」を「なおもっぱら当該法人の収益事業の利益蓄積の用に供している場合（収益事業により生じた剰余金をもっぱら収益事業の用に供する場合に限る。）」と改めるのが適切であろうと考えられます。理由は、上記1で述べた理由と同じです。

2) 非課税措置取消しの場合における相続税の課税対象

みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は当該公益法人がみなし譲渡所得税の課税対象となる（平成20年度税制改正）のと同様、相続税非課税措置の取消しの場合も、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人とするのが適切であろうと考えられます。

関連条項：租税特別措置法70条

3 特定寄附信託税制の拡充

特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の当初信託財産は金銭に限るとされていますが、金銭だけでなく有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とするよう要望します。

（説明）

平成23年度税制改正で導入された特定寄附信託は、公益法人や認定特定非営利活動法人等「新しい公共」の担い手を、ある程度まとまった金額を寄附することにより支援する新しい仕組みとして注目されています。

しかし、寄附金の所得控除や税額控除は信託制度を介在せず直接寄附した場合と同様であり本制度特有の措置ではないため、税制上の優遇措置は、実質上利子配当所得非課税に限られており、米国のプラント・ギビングに範をとった制度と言われる割には、寄附者にとって魅力の薄い制度です。

この制度を活用して個人資産を寄附市場に誘導する最も効果的な税制上の措置として、有価証券や不動産等現物資産を当初信託財産として設定することを認め、公益法人等に寄附する割合に応じて、みなし譲渡所得税を非課税とするのが妥当と考えます。

関連条項：租税特別措置法4条の5、同施行令2条の36

4 公益信託制度の抜本的な見直しの際の税制整備

公益信託制度の抜本的な見直しは急務と思われませんが、見直しが行われた場合には、それに対応する税制を整備することを要望します。

(説明)

公益法人制度改革3法が施行され、3年7か月が経過しております。現在、旧制度に基づく公益法人（特例民法法人）は移行手続の真最中であり、移行期間は、平成25年11月末をもって終了することになっております。

一方、公益信託については、平成18年12月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされたものの、手付かずのまま今日に至っているのが実情です。そのため、公益法人では廃止された主務官庁制度が公益信託では存続しているという不均衡を生じております。

附帯決議が述べているように、公益信託は、信託形式で民間公益活動を行うための制度としてまさに「公益法人と社会的に同様の機能を営むもの」にほかならず、その点で、制度的にも公益法人制度と整合的なものにすることが急務と思われれます。

弊協会としましては、公益信託制度の早期抜本改正を別途関係方面に要望を継続中ですが、その改正が実現した場合には、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう併せて要望します。

関連条項：所得税法78条、法人税法37条、租税特別措置法78条他

Ⅲ 寄附金を受入れた場合の消費税の扱いについて

○ 仕入控除税額の特例の対象となる特定収入の範囲の適正化

補助金、寄附金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額の対象から除外することとされていることから、事業型の公益法人にあっては、寄附金収入が多額になればなるほど仕入控除税額が減額され、結果的に消費税の納付額が増加するという状況となっています。助成金や支援金等に用途を限定した寄附金については、特定収入の範囲から除外するなど、特定収入の範囲の適正化を要望します。

（説明）

現行制度においては、補助金や寄附金等の対価性のない収入〔特定収入〕によって賄われる課税仕入れは、税の累積を排除するための仕入税額控除の対象から除外することとされていますが（消費税法60条4項）、法令又は交付要綱等において、特定支出（課税仕入れに係る支出以外の支出等）のためにのみ使用することとされている収入は、特定収入に該当しないこととされています（消費税法施行令75条1項六号イ）。

法令上「交付要綱等」は、「国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際にこれらの者が作成した当該収入の用途を定めた文書」とされており、公益法人が各種の助成金や支援金の支出といった特定支出に用途を限定して募集した寄附金であっても、仕入控除税額の特例（消費税法60条4項）の適用を受けるといった状況になっています。

このような寄附金を特定収入の範囲から除外しなければ、制度の趣旨を超えて過度に消費税の負担を求める結果となっておりますので、「交付要綱等」の範囲に「寄附金の募集目論見書」を加えるといった改正を行う等、特定収入の範囲の適正化を要望します。

こうした改正は、公益法人に対する事業活動の実態を踏まえた適正な消費税負担を求めることに繋がり、ひいては、公益目的事業の一層の促進が期待できます。

（例）弊協会においては、東日本大震災の被害者の救援活動に従事する公益法人や特定非営利活動法人等の非営利団体や被害を受けた福祉施設への支援金として配分するために「被害者救援のための救援基金」を設け、募集した寄附金を現地の非営利団体等に配分したところですが、このように寄附金の用途が、課税仕入れに一切充てられることのないものであっても、現行法令上は、特定収入に該当し、本来控除できるはずの仕入控除税額を圧縮（納付税額は増加）させているという状態になっています。

関連条項：消費税法施行令75条1項六号イ

IV 一般法人の法人税について

1 一般法人へ移行した場合の累積所得金額等に対する扱いの見直し

特例民法法人が一般社団法人・一般財団法人（普通法人）へ移行した場合の累積所得金額の益金算入及び実施事業に係る支出超過額の損金不算入についての改善を要望いたします。

（説明）

特例民法法人が一般社団法人・一般財団法人（普通法人）へ移行した場合には、移行日における累積所得金額の益金算入及び公益目的支出計画期間中の実施事業に係る支出超過額の損金不算入という措置が講じられておりますが、以下のような課税上の問題点があるので、改善されることを要望します。

- ① 累積所得金額は、移行日における資産の帳簿価額から負債帳簿価額等（負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額）を超える部分の金額とされていますが、収益事業を実施してきた法人の収益事業以外の事業（公益部門）の資産は、みなし寄附を通じて、収益事業で一旦課税された利益から構成されている部分を有しています。この部分については、累積所得金額の計算上、控除すべき「利益積立金」（課税済利益）と同視できるものであり、現行制度においては、この部分を累積所得金額から控除することとされていないので、移行前に収益事業として課税済である利益に対して再度累積所得金額として課税する（二重課税）ことに繋がる状態になっている。
- ② 移行年度の累積所得金額から公益目的への支出が義務づけられている部分の金額（修正公益目的財産残額）を控除することとされているが、支出計画期間中の実施事業等に係る支出超過額が損金不算入とされていることから、最終的には、支出期間中を通じて、移行時点の累積所得金額が課税される状態となる。

（注）移行時点の累積所得金額は、上記①のとおり、収益事業を行っている法人については、実質的に二重課税に繋がる部分が生じている。

制度の趣旨を超えた課税（二重課税）を排除することは、移行法人の財務基盤の充実に繋がり、もって、公益目的支出計画に記載された実施事業等（公益目的事業、特定寄附等）の確実な実施を通じ、民による公益の推進に資することになるものと考えます。

関連条項：法人税法 64 条の 4、法人税法施行令 131 条の 4

2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入

特例民法法人から一般社団法人若しくは一般財団法人に移行した法人に対しては、公益目的支出計画実施期間中は従来の特例民法法人において認められていた措置と同様に、みなし寄附金（所得金額の20%を損金算入）が措置されることを要望します。

（説明）

現行制度においては、一般社団法人・一般財団法人に対して、「みなし寄附金」が認められていませんが、この点について、「一般社団法人・一般財団法人は、法人制度としての公益性が担保されているわけではないので、法人が有する公益性に着目した措置である、軽減税率やみなし寄附金は適用しない」と説明されています（財務省『平成20年度税制改正の解説』287頁）。

他方、移行認可を受けた一般社団法人・一般財団法人については、整備法上、公益目的支出計画を確実に実施することが義務付けられており、法制上、その対象事業は公益性が担保されているものであると評価することができます。

上記理由により移行法人に対しては、公益目的支出計画実施期間中は従来の特例民法法人において認められていた措置と同様に、みなし寄附金（所得金額の20%を損金算入）が措置されることを要望します。

みなし寄附金の創設は、移行法人の財務基盤の充実に繋がり、もって、公益目的支出計画に記載された実施事業等（公益目的事業、特定寄附等）の確実な実施を通じ、民による公益の推進に資することになるものと考えます。

関連条項：法人税法 37 条 5 項

「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・太田達男）は、1972（昭和 47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成 21）年 4 月から公益財団法人として新たにスタートいたしました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとしています。